

## 平成27年第4回定例会(平成27年12月18日)

厚生環境教育委員会委員長 (江藤 勝彦 委員長)

去る十二月十日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第百四号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第四号)』関係部分、ほか六件について、十二月十一日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第百四号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第四号) 関係部分』についてであります。

「障害福祉課」関係部分では、当局より、重度心身障害者医療助成に要する経費、特別障害者手当等支給に要する経費、及び障害児通所支援に要する経費において、給付件数の増加により予算に不足を生じたため、追加額を計上しているとの説明がなされました。

「高齢者福祉課」関係部分では、当局より、介護保険特別会計の給付事業において事業費の減額が生じたため、一般会計からの繰出金を減額補正しているとの説明がなされました。

「児童家庭課」関係部分では、保育所入所に要する経費において、保育園・認定子ども園運営費における保育・教育単価が決定したことにより運営費に不足額が生じたこと、及び平成二十六年保育緊急確保事業のうち保育士等处遇改善臨時特例事業の清算に伴い、国庫返納金が生じたため所要額を補正計上しているとの説明がなされました。

「健康づくり推進課」関係部分では、休日在宅当番医制において、別府市保健センター内の地域保健センターでの日曜・祝日の診療体制が整ったことから、内科・小児科の診療を実施するにあたり、休日五十三日分の委託料を追加補正していること、また、予防接種に要する経費において、接種率の向上とインフルエンザワクチンの値上がりに伴い高齢者の肺炎球菌とインフルエンザ予防接種委託料を追加補正しているとの説明がなされました。

委員より、福祉事業においては、対象者の増加などにより事業費が増加し、市費の持ち出しも増加しているが、今後も続くのかとの質疑がなされ、当局より、事業費は今後も増加傾向が予想されるため、財源確保も含めた効率的な事業執行に努めたいとの答弁がなされましたので、これを了といたしました。

「生涯学習課」関係部分では、中央公民館・市民会館リニューアル事業において起債の借り換えに伴う財源補正をすること、また、ホールの舞台音響照明操作などの委託料について、四月のリニューアルオープンに向けて、三月を設備操作の習熟などに関する準備期間として含めた十三ヶ月分を一括して委託契

約するため、三月分委託料の補正計上及び平成二十八年度分委託料の債務負担行為を設定すること、コミュニティーセンター管理運営に要する経費においては、相撲場が開設以来、部分的な修理以外ほとんど改修されておらず、老朽化が進んだため、利用者の拡大と市民スポーツの向上、スポーツ観光への貢献を目的とし、土俵改修費用を計上しているとの説明がなされました。

次に「スポーツ健康課」関係部分では、スポーツ健康総務に要する経費において、例年より、九州大会・全国大会へ出場する部が多かったことと、全国大会が、東北・北海道エリアで開催されたことにより、出場費の不足が生じたため、別府市中学校体育連盟の補助金の追加額を計上していること、また、パークゴルフ場管理運営に要する経費において、明豊高校野球練習場からのボール飛来に対する安全対策として、別府大学との協議を重ねてきた結果、防球ネットの設置工事を別府大学が行うことになり、その工事費の一部を市が負担するための防球ネット設置費負担金を計上しているとの説明がなされました。

委員より、土地の所有権と工事状況の把握についての質疑がなされ、当局より、関係課で連携・確認をしながら適切な事業の遂行に努めるとの答弁がなされました。

採決におきまして、『議第四百号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分』については、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第百六号 平成二十七年度 別府市介護保険事業特別会計補正予算（第三号）』についての審議では、高齢者福祉課から、今年度の介護保険給付に関わる各種事業の実績をもとに算出した決算見込みについて、「介護予防」「高額医療介護」及び「特定入所者介護」の各サービスの事業経費が不足すること、また「介護サービス」経費に余剰が生じることに伴い、補正計上しているとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議第百十五号 別府市公民館条例の一部改正について』及び『議第百十六号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、中央公民館と市民会館のリニューアルを機会に一階部分を公民館、二、三階部分を市民会館とすることとし、併せて使用料を見直すこととしたとの説明がなされました。

『議第百十七号 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例の一部改正について』は関係法令の改正に伴う条例改正であること、『議第百二十八号と議第百三十一号の 指定管理者の指定について』については、別府市身体障害者福祉センターと南立石2区集会所の指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるとの説明がそれぞれ当局よ

りなされました。

以上、五議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に『請願第二号 動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定に関する請願』については、当局にオブザーバーとしての出席を求め、関係既存事業や動物の環境問題の現状を聞きつつ審査を行ったところ、賛否両論が考えられる案件であり、地域の現状を十分把握し、住民理解が得られるよう留意すべきなどの意見が出されました。採決におきましては、条例制定の可否等については今後の調査検討を要するものの、生活環境保全の観点から願意は妥当と認められるため、全員異議なく、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。